

## 9. 支援事業

自立した日常生活を送るため支援を実施しています。

### 移動支援事業

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746  
申請窓口…障がい福祉課 自立支援係

重度障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。

#### 対象者

全身性身体障がい者、重度の知的障がい者、重度の精神障がい者

#### 利用の要件

- 冠婚葬祭への出席などの社会生活上必要不可欠な外出
- 講演会やレジャーなど余暇活動等社会参加のための外出
- サービスの提供範囲は一日の範囲内で用務を終える外出に限ります。
- 通勤、営業等の経済活動に係る外出、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でないと認められる外出、募金、宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動のための外出、通学・通所・通勤等通年かつ長期にわたる外出には利用できません。この内、通学、施設、作業所への通所のための利用については、保護者の出産、病気等やむを得ない事情で一時的に必要な場合は利用できます。

### 訪問入浴サービス事業

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746  
申請窓口…障がい福祉課 自立支援係

地域における身体障がい児・者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

#### 対象者

この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障がい者  
医療的ケアが必要等の理由により入浴が困難な在宅の障がい児

#### 利用者負担

原則1割(所得に応じ利用者負担上限額があります)



## 日中一時支援事業

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746  
申 請 窓 口…障がい福祉課 自立支援係

日中における活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

### 対 象 者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び自立支援医療(精神通院医療)の支給を受けている者

### 利用者負担

有料（原則1割負担。但し、所得に応じ利用者負担上限額を設定。）

## 成年後見制度利用支援事業

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746  
申 請 窓 口…障がい福祉課 自立支援係

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、財産管理等の支援を行う必要がある場合に、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を行います。

### 対 象 者

必要と認める知的障がい者又は精神障がい者

### 利用者負担

無料  
※裁判所の決定により費用が発生する場合があります。



## 障がい者地域生活支援ネットワーク事業

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746

申請窓口…下記の登録手続き参照

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障がい者やその家族の緊急事態に対応を図るため下記の3つの事業を行っています。

### 1. コーディネーター事業

「親亡き後」が懸念される障がい者や緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するとともに、緊急時に備えた常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談支援専門員(コーディネーター)が相談及び必要な支援を行います。

### 2. 緊急一時受入事業

介護を行う方の病気や事故など、緊急的な理由により介護ができない事態が発生した場合に、短期入所施設及びグループホームにて一時的に保護を行います。(1回あたり最大14日まで)  
※短期入所の支給決定を受けている方については、障害者総合支援法におけるサービスが優先となります。

### 3. 自立応援体験事業

将来を見据え、親元からの自立を考えている方、入所施設や病院からの地域移行を目指す方を対象に、グループホームでの共同生活や一人暮らしを体験する機会・場を提供します。(1月あたり最大7日まで)

#### 対象者

介護者と同居しており、福島市に住所のある18歳以上の障がい者。

※介護保険制度により支援を受けることができる方については、介護保険制度が優先となります。

#### 登録手続き

本事業は、緊急時に制度を利用するご本人に対し受け入れ先の事業所がスムーズに必要な支援を行うため、事前登録が必要です。登録を希望される方は、以下の受付窓口までご相談ください。

【身体に障がいのある方】

福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所 電話:533-8890

【知的な障がいのある方】

清心荘指定相談支援事業所 電話:592-2020

【精神的な障がいのある方】

相談支援センターひびき 電話:522-6886

## 地域活動支援センター事業

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746  
申請窓口…障がい福祉課 自立支援係

障がい者が通所により、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がい者等地域生活支援と社会参加の促進を図ります。

### 対象者

身体・知的・精神障がい者及び障がい児

#### 【事業Ⅰ型】

専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会の基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成等の事業を実施する。

#### 【事業Ⅱ型】

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し基礎的事業を実施するとともに、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

【事業Ⅲ型】基礎的事業を実施するとともに、地域の障がい者のための援護対策に関する事業を実施する。

### 利用者負担

無料

### 地域活動支援センター一覧

種別	名称	所在地	電話番号
I型	ひびき	福島市五月町 1-15 YKビル 2F	522-6886
Ⅲ型	共同作業所クリエイティブファクトリー	福島市上野寺字西原 42-3	592-1171
Ⅲ型	共同作業所ぼけっと	福島市瀬上町字荒町 78	553-5770
Ⅲ型	生きる	福島市渡利字三本木前 14	523-3853
Ⅲ型	地域活動支援センターひまわり	福島市八島町 15-35	536-2344
Ⅲ型	地域活動支援センターもりあいワーク	福島市森合町 8-24	534-6611
Ⅲ型	地域活動支援センターいいざかワーク	福島市飯坂町字立町 23	543-1666
Ⅲ型	小麦の家	福島市小倉寺字竹ノ内 5-6	573-1104

## 腰の浜会館実施事業

お問い合わせ…腰の浜会館 533-5261 FAX 533-5262  
申請窓口…腰の浜会館 533-5261 FAX 533-5262

腰の浜会館では障がいのある方を対象に、ボッチャ体験教室や手打ちそば教室、こものづくり教室などの様々な事業を実施しています。詳細についてはお問い合わせください。

## 福島県心身障害者扶養共済制度

お問い合わせ…障がい福祉課 障がい給付係 525-3796

申請窓口…障がい福祉課 障がい給付係

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の金額を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があった場合、障がいのある方に年金が支給されます。

### 対象者

《保護者》

- 福島市に住所がある方 ●65歳未満の方 ●特別な疾病や障がいがない方

《障がいのある方》

- 身体障害者手帳1級・2級・3級の方 ●療育手帳A・Bの方
- 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、上記2つと同程度と認められる方

### 申請に必要なもの

- 加入等申込書 ●手帳 ●住民票の写し ●告知書
- 前年の所得課税証明書 ●保護決定通知書の写し(生活保護世帯)
- 年金管理者指定届(年金管理者を指定する場合)

### 掛金・支給額

《月額掛金》

1口 9,300円～23,300円(加入時の年齢により異なります)

《年金支給額》

1口加入の方 月額 20,000円 2口加入の方 月額 40,000円

《支給月》

3・7・11月

## 点字・声の広報等発行事業

お問い合わせ (市政だより) 広聴広報課

TEL 525-3710 FAX 536-9828

(議会だより) 議会事務局 議事調査課

TEL 525-3776 FAX 534-2520

「市政だより」や「市議会だより」を点字翻訳したものと、カセットテープやCDに音読録音したものを製作しており「市政だより」は毎月1回発行、「市議会だより」は5月、8月、11月、2月の年4回発行しています。(改選がある場合は9月(特別号)が発行されます。)希望する世帯に送付します。市ホームページでは、色の変更や音声読み上げなどを行っています。

### 対象者

視覚障がいのある方

### 利用者負担

無料

## 意思疎通支援者派遣事業

(手話通訳者派遣)

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746  
申請窓口…障がい福祉課 自立支援係 525-3746

(要約筆記奉仕員派遣)

お問い合わせ…障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748  
申請窓口…障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748

FAX533-5263

メールアドレス f.shuwa@f-shishakyo.or.jp

重度聴覚障がい者、難聴者等の意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者派遣や要約筆記奉仕員の派遣を行います。

### 対象者

重度聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者、中途失聴者、難聴者等

### 利用の要件

#### ○手話通訳者派遣

地域で行われる医療、教育、職業に関する通訳等

#### ○要約筆記奉仕員派遣

市内で行われる聴覚障がい者が参加する会議、講演会等の主催者から申請があった場合(ただし、入場料等を徴収する場合は除く。)

### 利用方法

#### ○手話通訳者派遣

ファックスや窓口、またはEメールにてご申請ください。

ファックスまたはEメールでご申請の場合は、下記のとおり必要事項を記入してください。

なお、「手話通訳派遣申込書」がありますので、ご利用ください。

- ①氏名
- ②住所
- ③通訳の日にち・時間
- ④通訳場所
- ⑤待ち合わせ場所・時間
- ⑥通訳内容

#### ○要約筆記奉仕員派遣

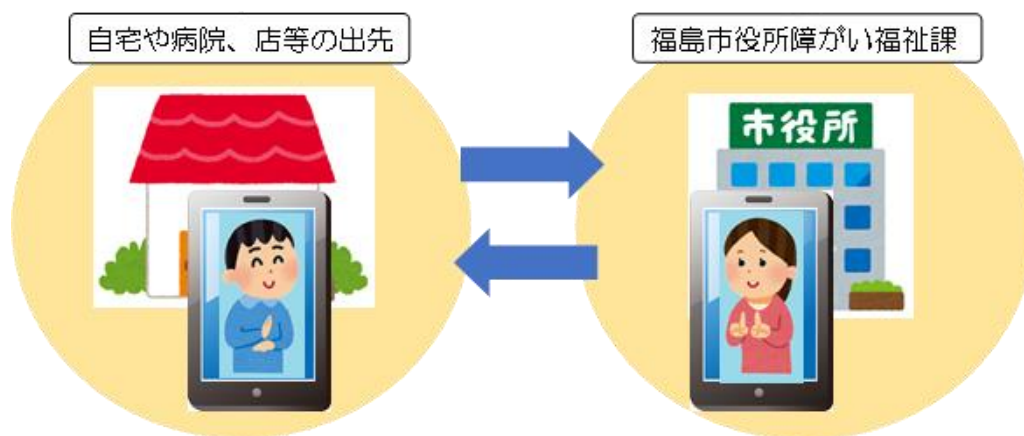
「要約筆記者派遣申請書」に必要事項を記入し、上記申請先へご申請ください。(申請書は障がい福祉課にございます。)

## 遠隔手話通訳サービス

お問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 525-3746

申請窓口…障がい福祉課 自立支援係

ビデオ通話機能を利用して、ろう者(※)と福島市設置手話通訳者が意思疎通を図るものです。市役所への問い合わせなど、お持ちのスマートフォンやタブレットを使って手話で会話ができます。



※ろう者…聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

対象者

福島市内に居住するろう者

利用方法

**ご利用の際は事前に登録が必要です。**

スマートフォンまたはタブレットをご持参のうえ、福島市役所障がい福祉課窓口にお越しください。利用規約に同意のうえ、同意書に必要事項を記入いただきます。「福島市遠隔手話通訳サービス利用に関する同意書」および「利用規約」は障がい福祉課窓口で配布または、福島市ホームページからダウンロードできます。

【対応アプリ】 LINE、FaceTime

対応時間

平日(土・日・祝日・年末年始を除く)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで